4　国税庁の当該職員又は内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、内国法人の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、前項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。

5　前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第三項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第三項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二　第三項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

8　法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

9　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

10　第六十六条の四第六項及び第十六項から第二十一項まで並びに第六十六条の四の二の規定は、国外事業所等を有する内国法人の内部取引につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第六十六条の四第六項	第一項	第六十七条の十八第一項
	所得の金額又は欠損金額	法人税の額から控除する金額
第六十六条の四第十六項	同項の	第六十七条の十八第一項の
第六十六条の四第十七項	租税特別措置法第六十六条の四第十七項（	租税特別措置法第六十七条の十八第十項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第六十六条の四第十七項（
	及び同法	及び同法第六十七条の十八第十項において準用する同法
	又は租税特別措置法	又は租税特別措置法第六十七条の十八第十項において準用する同法
	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四第十項において準用する同法	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十七条の十八第十項において準用する同法
	並びに租税特別措置法	並びに租税特別措置法第六十七条の十八第十項において準用する同法
	、租税特別措置法	、租税特別措置法第六十七条の十八第十項において準用する同法
第六十六条の四第七項第一号及び第十八項	当該法人に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行つた	第六十七条の十八第一項に規定する内部取引の対価の額とした額を同項に規定する独立企業間価格と異なる額とした
第六十六条の四第二十項	租税特別措置法	租税特別措置法第六十七条の十八第十項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法
第六十六条の四第二十一項	法人と当該法人に係る国外関連者の居住者又は法人とされる国外関連取引に係る第一項に規定する	内国法人と当該内国法人の第六十七条の十八第一項に規定する国外事業所等に所在する第六十七条の十八第一項に規定する内部取引に係る同項に規定する
第六十六条の四の二第四項	第六十六条の四の二第一項（得金額の特例）において準用する同法第六十六条の四の二第一項（	第六十七条の十八第十項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第六十六条の四の二第一項（
	第六十六条の四の二第一項の	第六十七条の十八第十項において準用する同法第六十六条の四の二第一項の
第六十六条の四の二第六項	第六十六条の四の二第一項（得金額の計算の特例）において準用する同法第六十六条の四の二第一項の	第六十七条の十八第十項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第六十六条の四の二第一項（
	第六十六条の四の二第一項の	第六十七条の十八第十項において準用する同法第六十六条の四の二第一項の
	猶予の要件等）、	猶予の要件等）の規定、
	猶予）又は	猶予）の規定又は
	若しくは租税特別措置法	若しくは租税特別措置法第六十七条の十八第十項において準用する同法
	含む。）又は租税特別措置法	含む。）又は租税特別措置法第六十七条の十八第十項において準用する同法

11　第三項の帳簿書類（その写しを含む。）の留置きに関する手続その他第一項、第二項、第四項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の三第一項から第三項までの規定中「第百四十二条」を「第百四十二条第二項」に改める。

第六十八条の三の二第九項から第十一項までを削り、同条第十二項中「第七項及び第八項」を「前二項」に改め、「及び前三項」を削り、同項を同条第九項とする。